

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営環境変化に迅速に対応し得る経営管理体制と公正な経営システムの構築により長期的な企業価値を向上させるとともに、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの適切な関係構築を実現することを基本方針としています。この基本方針に基づき、当社では、取締役会の活性化と社外取締役の監督機能の強化や監査役の監査機能の強化を図りコンプライアンスを重視した経営に取り組んで参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

現在、海外投資家の株主比率は約7%であり、今後比率が20%以上に高まるようであれば、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知書の英訳等を進めて参ります。

【補充原則3-1-2】

当社ホームページでは、会社紹介を英語でも開設しております。現在、海外投資家の株主比率は約7%であり、今後比率が20%以上に高まるようであれば、英語での情報提供を進めて参ります。

【補充原則4-1-2】

中期経営計画は公表するに至っておりませんが、中期ビジョンのもと実行しています。今後中期経営計画の公表も含め検討して参ります。

【補充原則4-1-3】

後継者の計画を重大な問題と考えており、今後取締役会を通じてグループ全体として適切に計画を立案し、実行していけるよう検討して参ります。

【補充原則4-3-1】

経営者幹部の評価について定めた基準はありませんが、今後は、会社の業績や管掌部門等の評価を踏まえ公正かつ透明性の高い手続きに従い適切に経営幹部の選任や解任をする体制を検討して参ります。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

企業価値を向上させるため、中長期的な視野に立ち総合的な判断のもと、取引関係の維持強化及び株式の安定等の目的で保有することを基本的な方針としています。

同株式の買い増しや処分の要否は、当社の企業価値向上に必要なという観点で、取締役会に年1回諮ることとしています。

また、同株式に係る議決権行使は、発行会社の健全な経営に役立ち当社の保有方針に適合するかを総合的に判断し、担当部署にて行います。

そして、その行使結果を取締役に報告します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引に係る情報を適切に把握・管理し、取締役会で審議・決議を要することとしています。

また、取締役会は当該取引の実施状況等の報告を定期的に受け監視します。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)当社の目指す経営理念は、「1. 技術革新による全世界の食文化の継承と発展に貢献する。」「2. 食品機械工業界におけるパイオニアとしてその精神を継承していく。」「3. 安全で付加価値の高い商品を提供する。」「4. 社員は我社の強さの源である。」「5. 事業の全ての面で正直であり、誠実であり、倫理を守る。」の5つから成り立っています。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、経営環境変化に迅速に対応し得る経営管理体制と公正な経営システムの構築を重要施策と位置づけています。

(3)取締役の報酬の決定は、株主総会の決議による取締役の報酬額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢を考慮の上、取締役会において決定します。また、賞与に関しては、業績と連動する形で株主総会の決議を経た後、取締役会において決定します。

(4)取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、下記1. ～2. を総合的に判断し、取締役会の決議を持って決定します。なお、社外役員の選任の理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しています。

1. 取締役候補の指名: 当社の企業理念・経営理念に基づき、当社のみならず食品機械業界の更なる発展に貢献することができる人物であること、職掌部門の問題を適格に把握し他の役員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理を遵守すること等を総合的に判断し、指名を行います。

また、社外取締役候補については、東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法務、財務及び会計、人事労務等の何れかの豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、指名を行います。

2. 監査役候補の指名：当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役の職務を監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、指名を行います。

また、社外監査役候補については、東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、前記の要件を備え、財務及び会計等の知識と経験を有していることを総合的に判断し、指名を行います。

(5) 取締役・監査役の個々の選任理由については、株主総会招集通知にて開示します。

【補充原則4-1-1】

取締役会で経営理念(方向性)を決議し、経営陣には、その経営理念に対して具体的な行動計画のもと、実行を委任します。そして、経営陣は、各職務の執行についての進捗状況を取締役会に報告する体制となっております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役を2名選任しています。1名は、税理士として培われた豊富な経験と高い見識により、取締役会の意見決定等に際し、公正かつ客観的な立場にたつて助言・監督できる資質を十分に備えており、もう1名も弁護士としての専門的な知識と経験を当社の経営や監督機能強化に反映できる資質を十分に備えていると認識しています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役候補の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足すると共に、以下の「独立性判断基準」を満たす者としています。

・独立性判断基準

当社における独立社外取締役候補または独立社外監査役候補は、原則として現在または過去10年間(8. は除く)において以下のいずれかの要件にも該当しない者とする。

1. 当社又はその子会社(以下、「当社グループ」という。)の業務執行者。
2. 当社グループを主要な取引先(注1)とする者、またはその者が法人等(注2)である場合にはその業務執行者。
3. 当社グループの主要な取引先(注1)および借入先(注3)、またはその業務執行者。
4. 当社グループから役員報酬以外に、金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
5. 当社グループを主要な取引先(注1)とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等に勤務経験がある者。
6. 当社グループから、寄付等(注5)を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
7. 当社の総議決権数の5%以上を保有している者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
8. 当社の法定監査を行う監査法人に過去3年間に勤務経験がある者。
9. 上記1. ～8. に該当する近親者(注6)、または当社グループに勤務経験がある近親者。

(注1)「主要な取引先」：双方いずれかの直近事業年度における連結売上高の1%以上の取引。

(注2)「法人等」：法人以外の団体を含む。

(注3)「借入先」：当社直近事業年度における連結総資産の1%以上の借入。

(注4)「金銭その他の財産」：過去3年の平均で年間1,000万円以上。

(注5)「寄付等」：過去3年の平均で年間1,000万円以上。

(注6)「近親者」：三親等内の親族

【補充原則4-11-1】

取締役の選任に関しては、当社の企業理念・経営理念に基づき、当社のみならず食品機械工業界の更なる発展に貢献することができる人物であること、管掌部門の問題を的確に把握し他の役員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理を遵守すること等を総合的に判断し、取締役会にて候補者の選任を行います。

また、社外取締役については、東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法務、財務及び会計、人事労務等の何れかの豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、取締役会にて候補者の選任を行います。

【補充原則4-11-2】

社内取締役・監査役が、他社の取締役・監査役を兼任する場合は、兼任先の業務内容・業務負担等を確認の上、取締役会決議により決定しています。現在、社内取締役・監査役については、上場会社の役員を兼任していません。

社外取締役・社外監査役については、その兼任状況を本報告書「2. 1. 【取締役関係】会社との関係(2)」および「2. 1. 【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しています。

【補充原則4-14-2】

新任の取締役・監査役には、外部セミナーの受講及び新任の執行役員には、社内にてインサイダー取引規制や財務諸表等の受講を必修項目としています。

また、外部団体の加入による研修の他に、総務部にて作成した外部セミナー開催のスケジュール表を基に、個々の知識や能力向上に必要なセミナーの受講を行います。受講した日時と内容等を秘書室に提示し、実施状況を取締役会にて確認します。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、建設的な対話を通して株主や投資家と理解を深め合うことが重要と考えています。具体的には、以下の方策により株主との建設的な対話を促進して参ります。

- ・IR担当取締役のもと総務部をIR担当部署とし、関連部署と連携を取ります。
- ・株主、機関投資家との個別対話(面談)を実施するほか、個人投資家向け会社見学会の開催などの取り組みをします。
- ・当社ホームページや株主通信、機関誌(つつむ)等により情報開示を行い、当社事業内容の理解を深めていただく取り組みをします。
- ・株主、機関投資家との対話内容(意見・要望等)は、取締役会に報告し企業価値向上に役立てます。
- ・建設的な対話の実現に資するために情報開示は公平に行い、インサイダー取引未然防止にかかる社内規定に基づくほか、インサイダー情報の取扱に関する教育を実施します。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する取り組み状況や方針についてまとめたものを「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」として当社ホームページにて開示しています。

<http://www.rheon.com/common/sysfile/ir/ID00000289binary1.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人 林レオロジー記念財団	3,030,967	10.68
双葉企画有限会社	1,921,950	6.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,748,100	6.16
ラム商事有限会社	1,703,520	6.00
レオン自動機取引先持株会	1,643,642	5.79
株式会社足利銀行	1,260,300	4.44
レオン自動機従業員持株会	944,139	3.33
株式会社みずほ銀行	786,324	2.77
株式会社栃木銀行	680,732	2.40
日本生命保険相互会社	467,538	1.65

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
根津 正人	税理士											
平原 興	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
根津 正人	○	根津正人税理士事務所	税理士として培われた豊富な経験と高い見識により、取締役会の意思決定等に際し、公正かつ客観的立場にたって助言・監督いただけることから、社外取締役に選任しております。
平原 興	○	大倉浩法律事務所	弁護士としての専門的な知識と経験を当社の経営や監督機能強化に反映していただくため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査については、常勤監査役が中心となり、取締役会、経営会議には全て出席し、さらに社内の各種会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分監視できる体制となっております。

会計監査については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。監査業務が期末に偏ることのないように期中にも必要に応じて情報を提供し、正確で監査しやすい環境を整備しております。

内部監査室においては、国内外の関係会社を含めた日常業務の適正性及び経営の妥当性、効率性を監査しております。

監査役会と内部監査部門とは、内部監査情報について共有を図り、監査役監査の実効性を高めると共に、各々独立した監査組織として内部統制システムの確立を推進いたしております。

監査役が媒介となり必要に応じて情報交換をすることで、内部監査、監査役監査及び会計監査が有機的に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 雄一	税理士													
荒井 宏之	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 雄一	○	税理士法人陸月 代表社員	税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役に選任しております。
荒井 宏之		荒井宏之税理士事務所	税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役2名および社外監査役1名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は各取締役に対し、職責に応じた報酬のほか、社外取締役を除く取締役については、各事業年度の会社業績などを勘案のうえ賞与を支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書の記載事例に準じて、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため個別の開示はしておりません。取締役を支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額平成26年度(平成27年3月期)取締役の報酬額の支給額(総額)は、180, 290千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額の決定については、役員関係内規により定めております。
取締役の報酬限度額は、昭和62年6月26日開催の第25期定時株主総会において月額200万円以内と決議されたことに基づき、その限度内において取締役会で決定することとしております。
また、監査役の報酬限度額は、昭和60年6月27日開催の第23期定時株主総会において月額200万円以内と決議されたことに基づき、その限度内において監査役の協議をもって定めることとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役が出席する取締役会につきましては、秘書室および総務部により事前に議案概要等の説明を行うこととしております。
現在、社外監査役の職務を補助する従業員はおりませんが、必要に応じて監査役の職務補助を遂行いたします。監査役スタッフの人事、評価を行うに際しては、監査役と十分な協議を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 会社の機関の基本説明
- 当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名は社外監査役であり、社外監査役を含めた監査役による監視体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。その上で、社外取締役2名を加えることにより、適切な意見や助言を受けて、取締役会における議論を更に活性化させ、併せて経営の監視機能を高めることとしております。
- 「取締役会」は、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。また、「常務会」を必要に応じて適時開催し、取締役会決議事項以外の重要事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行っております。
- 「監査役会」は、監査の方針と分担を定め、監査計画に基づいて連結対象会社を含めて取締役の職務執行を監査しております。

(2) 会社の機関の内容

国内外の関係会社を含めた日常業務の適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する内部監査室を設置しております。また、重要な関係会社については、会計監査を外部公認会計士事務所に依頼し、公正な会計処理の充実を図っております。

当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要の都度、顧問弁護士などの複数の専門家から経営判断上の参考となるアドバイスを受ける体制を整えております。

会計監査については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。監査業務が期末に偏ることのないように期中にも必要に応じて情報を提供し、正確で監査しやすい環境を整備しております。

業務を執行した公認会計士の氏名は、有限責任監査法人トーマツの加藤博久氏、鎌田竜彦氏であります。

(注)継続監査年数については、全員7年以内であるため、記録を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には、公認会計士4名を主たる構成員とし、システム専門家2名その他の補助者2名も加えて構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社の形態を採用しております。社外監査役を含む監査役会による監査が実施されるとともに、社外取締役の登用により取締役会の機能を強化し、経営に対する監督機能の更なる充実を図ることが合理的と判断し現在の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送している。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	URL: http://www.rheon.com ホームページに掲載している投資家向け情報: 決算情報、決算情報以外の適時開示情報、会社案内、会社説明会資料等。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部長 秋田 規男	
その他	機関紙「つつむ」を株主様宛に送付。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の情報提供に係る方針は、各部門において決定または発生した事実を、情報取扱責任者が、一元的に把握・管理し、内容に応じて、機関決定を必要とする事項については取締役会に上程し、承認または決議された後に情報取扱担当者より監査役会及び内部監査室に報告されチェックを受けた後に開示または、ホームページに掲載いたしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは業務の適正を確保するために、以下のとおり体制の整備を行うことを基本方針としております。

(1) 業務運営の基本方針

当社は、創業以来受け継がれてきた基本理念「存在理由のある企業たらん」のもと、レオロジー（流動工学）を応用した食品加工技術の開発、提供により、世界の食文化の継承と発展に寄与して参りました。

今日までに培ってきた、当社独自の技術、サービス、顧客・社会からの信頼と実績は当社の強みであり、時代や環境の変化に敏速に反応しながら、顧客とともに常に新たな価値を創造し、繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献して参ります。

〔経営理念〕

- ・ 技術革新によって全世界の食文化の継承と発展に貢献する。
- ・ 食品機械工業界におけるパイオニアとしてその精神を継承していく。
- ・ 安全で付加価値の高い商品を提供する。
- ・ 社員は我社の強さの源である。
- ・ 事業の全ての面で正直であり、誠実であり、倫理を守る。

〔行動指針〕

- ・ 遵法精神に基づき、公正、透明、自由な競争並びに適正な取引を行う。
- ・ 顧客へのサービスを何よりも大切にし、礼儀正しく、顧客視点で行動する。
- ・ 社員一人ひとりの人格を尊重し、可能性と働きがい大切に活気のある職場を作り、一人ひとりの豊かさを実現する。
- ・ 仕事に情熱と誇りを持ち、常に高い目標を追求して、成長し続ける。
- ・ 環境の保全に努め、社会貢献活動を積極的に推進する。
- ・ 無駄をなくし、本来のやるべき仕事に集中して取り組む。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の法令及び定款遵守については、企業倫理ガイドライン及び倫理・コンプライアンス管理規程に基づきあらゆる機会を捉えて教育実施するとともに、職制別教育研修会カリキュラムに取り入れております。

また、常に法令遵守についての問題点の把握を行い、重要な意思決定については、企業倫理委員会を通して事前にその法令及び定款への適合性を調査検討する体制を確保いたしております。

社内通報制度を設けており、取締役及び使用人の法令違反行為があった場合、人事部長、総務部長、常勤監査役または女性社員による窓口を設置し通報・相談出来るシステムを構築いたしております。なお、会社は、通報内容の守秘義務を持ち、通報者に対して不利益な扱いを行いません。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議規程、情報処理機器の管理運営規程等により、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存管理します。

また、図面管理規程及び情報セキュリティポリシーならびに情報アクセス管理マニュアルを定め、情報セキュリティシステムを充実して管理体制を構築しております。

(4) 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程及び経営危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程でのリスク管理体制を構築しています。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を、情報連絡チーム及び顧問弁護士等の外部アドバイザーで組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制であります。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、取締役会規程および組織規程の職務分掌に基づき、それぞれの責任者及び権限図表での責任、組織規程運用細則による執行手続等を定めており、効率的に職務を執行しております。

取締役会開催は毎月、常務会及び取締役連絡会議を月3回以上、随時開催し、関連する職務の調整及び共通認識のもとに職務の効率を確保いたします。

決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会において3ヶ月に1回以上報告し、取締役会が取締役の業務執行を監督します。監査役及び内部監査室は、これらを定期的に監査し、社外取締役も客観的立場から監督いたします。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の実行の執行に係る事項の会社への報告に関する体制及び子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社は、関係会社管理規程の報告事項に基づき重要事項に関する報告を義務づけております。また、当社は、グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、リスク管理担当者を決め、リスク対策シートに基づいてリスクの予防を実施しております。また、当社グループのリスクを担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議しております。

ロ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社及び関係会社に対する適切な管理体制を持って、毎月経営状況を報告させるとともに、半年毎にグループ経営会議を実施し、業務適正を確保します。また、子会社に対しては、定期的に担当役員が出向き、業務の適正を確保いたします。

ハ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理ガイドライン及び倫理・コンプライアンス管理規程に基づき、グループのすべての役職員に周知徹底しております。また、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等を審議する企業倫理委員会を設置しております。

当社の内部監査室は、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、子会社に対して定期的に年1～2回の内部監査を実施しています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助する従業員はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い実施いたします。そして、監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、監査役の指示命令の下で業務を遂行いたします。監査役スタッフの人事、評価を行うに際しては、監査役と協議します。また、監査役の指示に対しては、十分にそ

の意味を理解し積極的に協力します。

(8) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会のほか、経営会議、常務会、役員連絡会、その他重要な会議に出席し、報告を受ける体制であります。また、業務または業績に重大な影響を与える情報は、担当取締役または責任者より代表取締役社長に報告されると同時に、監査役へ報告いたします。

ロ. 当該会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。また、内部通報窓口で常勤監査役が加わっており当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を直接報告できる体制をとっております。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度規程に関すること以外で監査役に報告した者についても、不利益な扱いを行いません。

(10) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について当社に対し会社法に基づく費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに手続きをします。

(11) その他会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を行い、内部監査規程により、内部監査室長は監査役との密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を確保いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を遮断することを基本方針としております。

また、反社会的勢力に関する情報収集に努め、部署間での連携を密にし、外部専門機関との連絡体制を築いた上で、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備いたしております。整備状況は、次のとおりです。

(1) 対応統括部署を総務部に設置し、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集及び情報の一元的な管理体制や対応マニュアルを整備しております。また、各部署の対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に係る重大な問題と認識した場合には、迅速に経営層に報告しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況は、警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的势力的への対応に関する指導を仰いでおります。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況は、対応統括部署において、有識者や警察等と連携することにより反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに一元的に管理し、かかる情報を社内への喚起等に活用しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況は、対応統括部署において作成し、業務運営の中で周知・徹底しております。また、「経営危機管理規程」を作成し、各部署の対応方法、報告体制を構築しております。

(5) 研修活動の実施状況は、社内において反社会的勢力に関する情報を共有し、また、社内および当社グループ会社において社内研修等を通じて周知に努めるなど、反社会的势力的による被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

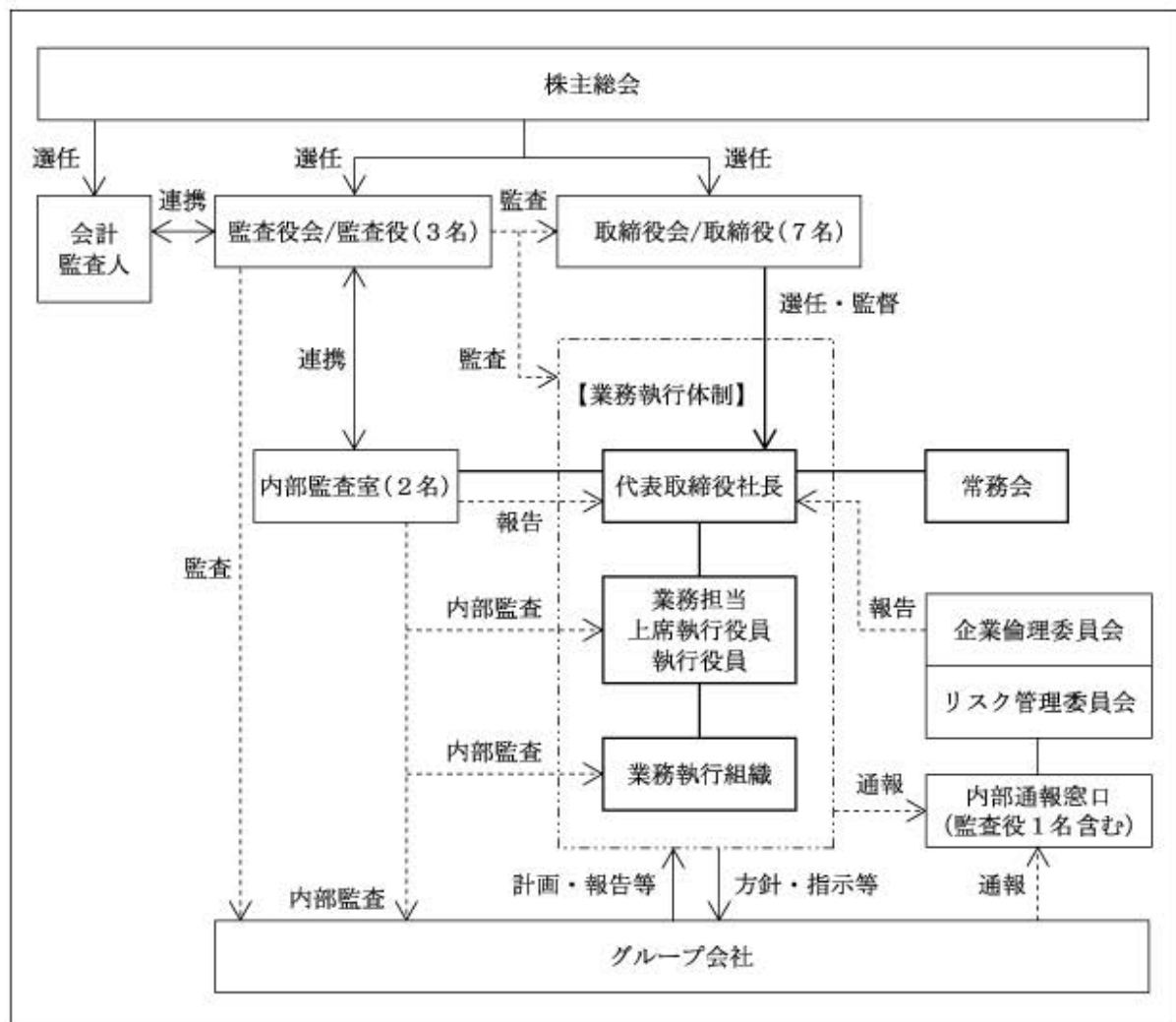
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

情報開示体制
当社は、各部門において決定または発生した事実を、情報取扱責任者が、一元的に把握・管理し、適時適切に管理するための社内体制を整えております。
報告された重要事項のうち、機関決定を必要とする事項については、情報取扱責任者により重要事項決定機関である取締役会に上程されます。取締役会で承認または決議された重要事項のうち適時開示規則で開示が求められているもの、当社が適時開示をすべきと判断したものは、情報取扱責任者により監査役会および内部監査室に報告されチェックを受けた後に開示されます。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

